

# 資料編

---

|                    |   |
|--------------------|---|
| ◇竹田市総合計画に関する規程     | 1 |
| ◇竹田市総合計画審議会条例      | 3 |
| ◇竹田市の市花・市木・市鳥      | 5 |
| ◇策定体制機構図           | 6 |
| ◇竹田市総合計画審議会委員名簿    | 7 |
| ◇竹田市総合計画策定ワーキングチーム | 8 |

# 竹田市総合計画に関する規程(平成17年告示第5号)

---

## (趣旨)

第1条 この規程は、竹田市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 総合計画 市発展のために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

ア 基本構想 まちづくりの基本理念と将来像を定め、施策の基本方向について作成する計画をいう。

イ 基本計画 基本構想に基づく、将来像実現に必要な具体的な施策手段の大綱について作成する計画をいう。

ウ 実施計画 基本計画に基づき具体的な事務及び事業の実施について作成する計画をいう。

## (計画策定の原則)

第3条 総合計画は、市開発のための基本的施策を計画的かつ積極的に推進することにより行政の効率化を図り、行政各部門相互間に有機的関連を保ちつつ、総合的效果を上げるよう策定しなければならない。

## (基本計画の期間)

第4条 基本計画の計画期間は10年とし、計画の進行状況や社会情勢の変化に応じて5年後に見直しを行い、実効性の確保に努めるものとする。

2 基本計画は、前項に規定する場合のほか、特別の理由がない限り変更することができない。

## (基本計画の策定)

第5条 基本計画は、市長の指示に従い、各部課長等が作成した計画案を総務企画部長が調整して原案を作成し市長が決定する。

2 市長は、基本計画を決定しようとするときは、竹田市総合計画審議会に諮問し、その答申を得るものとする。

3 総務企画部長は、基本計画が決定したときは、速やかに各部課長等にこれを送付しなければならない。

## (実施計画の期間)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、年度ごとに区分するものとし、1年を経過するごとに検討を加え、更にその後3年間の計画として策定するものとする。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを変更することができない。

(1) 前項の規定により変更するとき。

(2) 基本計画が変更されたとき。

(3) 国又は県の計画変更により著しく事務及び事業の量に増減を来したとき。

(4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

# 竹田市総合計画に関する規程(平成17年告示第5号)

---

## (実施計画の策定)

第7条 実施計画は、基本計画を実現するための計画として各部課長等が作成した計画案に基づき、総務企画部長が調整して原案を作成し、市長が決定する。

## (計画の実施)

第8条 各部課長等は、総合計画に定められた事務及び事業はこれを実現するよう努めなければならない。

## (資料の送付)

第9条 各部課長等は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料を作成したときは、企画情報課長に送付するものとする。

2 企画情報課長は、各部課長等の事務の参考になると考えられる資料を作成したときは、速やかに各部課長等に送付するものとする。

## (庁議の設置)

第10条 市政の基本方針、総合計画に関する事項、計画推進その他重要事項の意思決定のための審議及び総合調整を行うため庁議を設置する。

## (庁議への付議事案)

第11条 庁議に付議する事項は、次に掲げる基本事項とする。

- (1) 市政の基本方針及び長期計画に関する事項
- (2) 重要施策及び重要事業計画に関する事項
- (3) 特に重要な企画事務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## (庁議の組織)

第12条 庁議は、市長、助役、収入役、教育長、部長及び前条の付議事案についてその都度必要と認める各部課長等をもって組織する。

## (庁議の開催等)

第13条 庁議は、市長の招集により行う。

- 2 庁議の進行は、企画情報課長がこれに当たる。
- 3 庁議の庶務は、企画情報課において処理する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

# 竹田市総合計画審議会条例(平成17年条例第29号)

---

## (設置)

第1条 本市の総合計画に関する必要な事項を審議するため、竹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、竹田市総合計画に関し必要な事項について審議しその結果を市長に答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) その他必要と認められる者

## (任期)

第4条 委員の任期は、審議会における審議が終了した時までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前条に規定する者のうちから委員を選任することができる。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を助ける。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

## 竹田市総合計画審議会条例(平成17年条例第29号)

---

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【市花】 「みやまきりしま」



「ミヤマキリシマ」(ツツジ科・半常緑低木)は九州山頂帯固有の高山植物で花期は6月ごろです。「阿蘇くじゅう国立公園」に分布し、大船山の一部はその群落として国の天然記念物に指定されています。平成17年11月8日にラムサール条約に登録された「くじゅう坊ガツル湿原」から望む大船山、平治岳一帯はピンク色に染まり、その景観のすばらしさは竹田市が国際的に誇る自然の宝庫です。

【市木】 「もみじ」

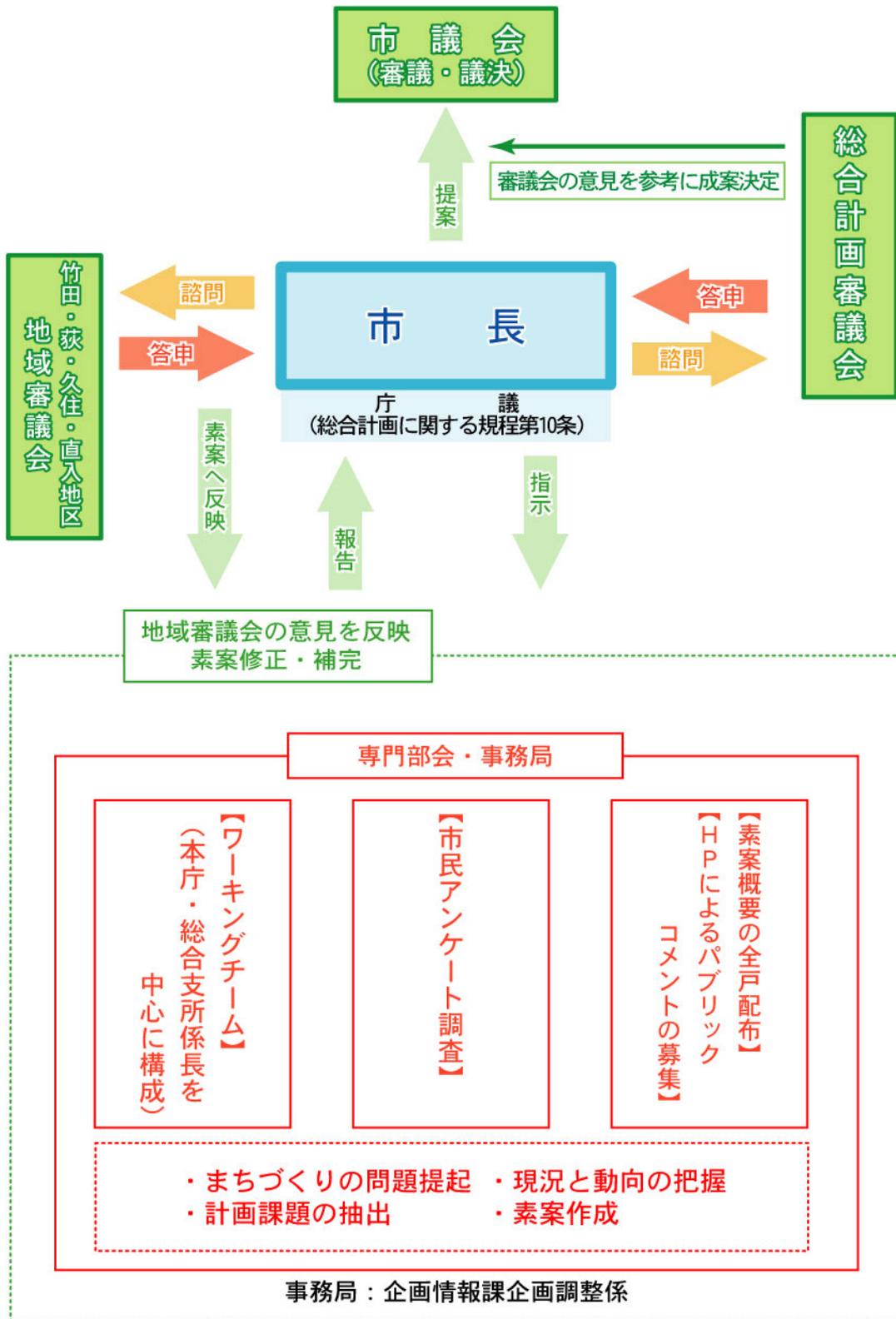


「モミジ」(カエデ科・落葉高木)は竹田市内の全域に分布し、多くの市民に親しまれ、清流大野川の源流域にある白水の滝周辺や、「荒城の月(瀧廉太郎作曲)」のイメージとなった「岡城跡」をはじめ市内の公園や神社仏閣に自生しており、竹田らしい風情を醸し出しています。晩秋の夜、2万本の竹灯籠による歴史の道界隈をライトアップする企画に「竹楽」があります。多くの観光客が散策する中、「もみじ」の彩りは竹田の町によく似合い、幽玄の世界に誘います。

【市鳥】 「うぐいす」



「ウグイス」(スズメ目・ウグイス科)は、竹田市内に数多く生息し、鳴き始める季節が早春であることから「春告鳥(ハルツゲドリ)」の別名があります。その美しい鳴き声は多くの市民に親しまれ、自然豊かな竹田市のイメージにふさわしいものです。



# 竹田市総合計画審議会委員名簿

(平成18年1月17日～)

| 職       | 氏 名                   | 所 属  |
|---------|-----------------------|--|
| 会 長     | 甲 斐 正 章               | 竹田商工会議所会頭                                    |
| 副 会 長   | 佐 藤 正                 | 直入町観光協会会長                                    |
| 委 員     | 児 玉 誠 三               | 竹田市議会議長                                      |
|         | 足 達 寛 康               | 竹田市議会副議長                                     |
|         | 坂 梨 宏之進               | 竹田市議会総務常任委員会委員長                              |
|         | 阿 部 重 幸               | 竹田市議会産業経済常任委員会委員長                            |
|         | 加 藤 正 義               | 竹田市議会社会文教常任委員会委員長                            |
|         | 伊 藤 孝 信               | 竹田市議会建設常任委員会委員長                              |
|         | 河 野 忠 士               | 竹田交通(株)代表取締役                                 |
|         | 吉 野 幸 秀               | 竹田市消防団団長<br>(平成18年3月31日まで)<br>(平成18年4月1日から)  |
|         | 馬 場 一 己               |  |
|         | 原 田 信 子               | 竹田市PTA連合会副会長                                 |
|         | 佐 藤 文 男               | 竹田市文化連盟副会長                                   |
|         | 吉 岡 雄 三               | 竹田市社会教育委員長                                   |
|         | 後 藤 宗 昭               | 社会福祉法人竹田市社会福祉協議会会長                           |
|         | 高 橋 節 子               | 竹田市食生活改善推進協議会会長                              |
|         | 橋 迫 真 理               | ひよこクラブ代表<br>(平成18年4月10日まで)<br>(平成18年4月11日から) |
|         | 山 田 裕 美               |  |
|         | 加 藤 一 郎               | 竹田市医師会会長                                     |
|         | 神 田 長 徳               | 大分みどり農業協同組合代表理事組合長                           |
|         | 渡 部 勝 士               | 竹田直入森林組合組合長                                  |
|         | 衛 藤 俊 文               | 荻町商工会会長                                      |
|         | 後 藤 健 一               | 久住町商工会会長                                     |
|         | 秦 安 廣                 | 直入町商工会会長                                     |
|         | 井 上 隆                 | 竹田市観光協会副会長                                   |
| 佐 藤 嗣 信 | 久住高原観光協会企画部会長         |  |
| 吉 弘 央   | 竹田市自治会長会会長・竹田市体育協会副会長 |  |
| 佐久間 伸 子 | 竹田市女性団体連絡協議会会長        |  |
| 工 藤 美 紀 | 竹田地区労働センター副代表         |  |

## 竹田市総合計画策定ワーキングチーム

### (総務消防部会)

|      |       |             |
|------|-------|-------------|
| 部会長  | 阿南茂   | 総務課         |
| 副部会長 | 荒巻英俊  | 久住総合支所地域振興課 |
| 部会員  | 後藤新一  | 総務課         |
|      | 伊藤博文  | 財政課         |
|      | 清水禎治  |             |
|      | 小倉邦敏  | 税務課         |
|      | 石井八千代 | 企画情報課       |
|      | 児玉淳一  | 消防本部庶務課     |
|      | 岩本郁   | 荻総合支所地域振興課  |
|      | 佐藤淳一  | 直入総合支所地域振興課 |

### (市民福祉部会)

|      |       |             |
|------|-------|-------------|
| 部会長  | 黒田英一  | 環境衛生課       |
| 副部会長 | 木部真里子 | 健康増進課       |
| 部会員  | 黒田智子  | 市民課         |
|      | 藤原誠一  | 保険課         |
|      | 森日登美  |             |
|      | 渡部綾   | 健康増進課       |
|      | 加藤富美男 | 人権・同和对策室    |
|      | 大塚斉昭  | 福祉事務所       |
|      | 志賀良雄  |             |
|      | 工藤省治  | 南山荘         |
|      | 工藤京子  | 白丹保育所       |
|      | 後藤俊治  | 荻総合支所保健福祉課  |
|      | 工藤美紀  | 久住総合支所保健福祉課 |
|      | 佐藤知恵美 | 直入総合支所保健福祉課 |

## 竹田市総合計画策定ワーキングチーム

### (産業経済部会)

|         |             |             |
|---------|-------------|-------------|
| 部会長     | 高 本 可 直     | 耕地課         |
| 副部会長    | 甲 斐 政 徳     | 商工観光課       |
| 部会員     | 菊 池 仁 志     | 農林畜産課       |
|         | 木 下 郁 雄     |             |
|         | 柏 木 良 知     |             |
|         | 橘 伸 一       |             |
|         | 後 藤 光 博     | 耕地課         |
|         | 堀 貴美子       | 農業委員会事務局    |
|         | 後 藤 誠       | 荻総合支所産業課    |
|         | 菊 地 謙 一     | 久住総合支所産業課   |
|         | 久 米 哲 也     | 直入総合支所産業課   |
|         | 阿 部 泰 治     | 久住総合支所商工観光課 |
| 熊 谷 芳 浩 | 直入総合支所商工観光課 |             |

### (建設部会)

|      |         |           |
|------|---------|-----------|
| 部会長  | 阿 南 智 博 | 建設課       |
| 副部会長 | 堀 慎 司   | 水道課       |
| 部会員  | 野 村 忠   | 建設課       |
|      | 後 藤 篤 美 |           |
|      | 今 澤 盛 治 |           |
|      | 原 田 寿   |           |
|      | 菊 池 博 文 | 水道課       |
|      | 佐 藤 孝 幸 | 荻総合支所建設課  |
|      | 工 藤 清 徳 | 久住総合支所建設課 |
|      | 安 達 敬 一 | 直入総合支所建設課 |

### (教育部会)

|      |         |            |
|------|---------|------------|
| 部会長  | 峯 田 昌 勝 | 教育委員会総務課   |
| 副部会長 | 原 田 敏 治 | 生涯学習課      |
| 部会員  | 佐 伯 治   | 文化財課       |
|      | 堀 省 一   | 学校給食共同調理場  |
|      | 後 藤 美穂子 | 図書館        |
|      | 藪 亀 洋 一 | 文化会館・国体準備室 |
|      | 中 西 義 昌 | 歴史資料館      |
|      | 赤 木 康 造 | 荻教育課       |
|      | 本 郷 純 司 | 久住教育課      |
|      | 橋 本 一 彦 | 直入教育課      |

市章



全体の形象は「たけた」の「た」をモチーフにしたものです。下部の円は、名水名湯を図案化しつつ、地域の輪をイメージしています。そこから立ち上がる大小の丸と2本の線は未来へ伸びゆく活力と協調を表現しています。

## たけた活力創造計画2006

---

平成18年8月発行

編集・発行 竹田市総務企画部企画情報課

〒878-8555 竹田市大字会々1650番地

TEL : 0974-63-4801

FAX : 0974-63-0995

URL : <http://www.city.taketa.oita.jp/>

E-mail : [kikaku@city.taketa.lg.jp](mailto:kikaku@city.taketa.lg.jp)

印刷 有限会社 岡鶴堂印刷所

「自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市」



大分県竹田市